

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十九年三月一日

指令川建セ第二八〇〇三七一号

二 検査済証番号

平成二十九年三月八日

川建セ第二八〇〇七四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字東谷ツ四千三百五十六番十二、四千三百五十六

番十三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市見沼区大字大谷五十五番地三大宮大谷第二待機宿舍三〇三号

高橋 輝